

# 資料編

資料1	計画策定の経過	58
資料2	磐田市環境市民会議委員名簿	59
資料3	用語解説	60
資料4	条例・規程	71

## 1 計画策定の経過

会議等の名称	日 程	主な内容
第8期第4回環境市民会議	令和4年 3月24日	後期計画の策定方針について意見交換
第1回策定委員会	令和4年 5月13日	策定方針等の検討
第1回策定作業部会	令和4年 5月20日	策定方針と地球温暖化対策の検討
第2回策定作業部会	令和4年 6月28日	施策の検討
第3回策定作業部会	令和4年 7月20日	施策の検討
第8期第5回環境市民会議	令和4年 7月27日	前期計画の進捗状況について意見交換
第4回策定作業部会	令和4年 8月25日	後期計画(案)の検討
第5回策定作業部会	令和4年10月 4日	後期計画(案)の検討
第2回策定委員会	令和4年10月20日	後期計画(案)の検討
第9期第1回環境市民会議	令和4年11月 7日	後期計画(案)に対する意見交換
パブリックコメントの実施	令和4年12月15日～ 令和5年 1月31日	第2次磐田市環境基本計画後期計画(案) (環境課窓口、市ホームページで閲覧)
第3回策定委員会	令和5年 3月13日	後期計画(最終案)の検討
第9期第2回環境市民会議	令和5年 3月23日	後期計画(最終案)に対する意見交換
計画の公表	令和5年 3月末	

## ■ 環境市民会議

磐田市環境市民会議は、磐田市環境基本条例に基づき設置した会議で、環境基本計画の策定に対し意見する他、環境の保全及び創造に関する事項を調査、審議する役割を持っています。この会議は、学識経験者、事業者、市民、環境保全団体の代表者、及び行政機関で構成されています。



## 2 磐田市環境市民会議委員名簿(第8期、第9期)

## ■ 第8期(令和2年11月1日～令和4年10月31日)

No.	役職	氏名	所属等
1	会長	佐藤和美	静岡産業大学経営学部
2	副会長	杉浦 聖	自治会連合会
		寺田辰蔵	
		星野秀次郎	
3		伊藤正次	環境美化指導員
4		鈴木弥栄子	市民代表
5		北野伸雄	市民代表
6		安間美恵子	市民代表
7		大竹伸佳	市民代表
8		鈴木直仁	株式会社ブリヂストン磐田工場
		後藤 真	
9		山本哲也	磐田商工会議所 中小企業相談所
10		砂川利広	株式会社 農健
11		菊島昭崇	磐田市環境保全推進協議会 (株式会社ロック・フィールド静岡ファクトリー)
		青島邦信	磐田市環境保全推進協議会 (株式会社コーシンサービス)
12		金原和義	ひょうたん池自然を考えよう会
13		小坂教光	静岡県地球温暖化防止活動推進センター
14		遠藤 正	静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課
		新居一馬	

※任期中での交替があった場合は、前任者と後任者それぞれ氏名を掲載しています

## ■ 第9期(令和4年11月1日～令和6年10月31日)

No.	役職	氏名	所属等
1	会長	佐藤和美	静岡産業大学経営学部
2	副会長	星野秀次郎	自治会連合会
3		伊藤正次	環境美化指導員
4		北野伸雄	市民代表
5		萩本幸好	市民代表
6		玉木良汰	市民代表
7		小野里美	市民代表
8		坂田昭夫	ヤマハ発動機株式会社 サステナビリティ推進部
9		山本哲也	磐田商工会議所 中小企業相談所
10		砂川利広	株式会社 農健
11		青島邦信	磐田市環境保全推進協議会 (株式会社コーシンサービス)
12		金原和義	ひょうたん池自然を考えよう会
13		小坂教光	静岡県地球温暖化防止活動推進センター
14		新居一馬	静岡県くらし・環境部環境局 環境政策課

## 3 用語解説


### 用語解説の見方

用語解説は以下のように区分して記載しています。また、用語の後ろのカッコは読み方を示しています。

- 数字
- アルファベット
- 五十音

【凡例】

■用語(読み方):掲載ページ  
解説

 マークは、磐田市公式ウェブサイトに掲載があるものです。



### 数字

#### ■ 2030 アジェンダ : P 4

2015年の国連サミットで加盟国が採択した人類及び地球の持続可能な繁栄に向けた行動計画。2030年までに達成すべき「17の目標(SDGs)」、「実施手段」、「レビューとフォローアップ」から構成されている。

#### ■ 3R(スリーアール) : P 18・28 他

環境にやさしい循環型社会の形成を推進するため、資源を無駄なく繰り返し使う考え方。発生抑制(リデュース: **R**educe)、再使用(リユース: **R**euse)、再生使用(リサイクル: **R**ecycle)の3つの総称。

### アルファベット

#### ■ AI(エーアイ) : P 46

人工知能と訳されることも多い、人間の行動を「模倣」するようにプログラムされた機械。またはその人間のような一連の技術。本計画はデマンド型乗合タクシーの配車管理業務の自動化に導入することを目指している。Artificial Intelligence の略。

#### ■ BOD(ビーオーディー) : P 22

生物化学的酸素要求量。水中の有機物が微生物によって分解されるときに必要な酸素の量。河川の有機物による汚濁を測る代表的な指標で、数値が大きいほど有機物による汚濁の程度が高い。Biochemical Oxygen Demand の略。

#### ■ COP21(コップ 21) : P 4

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議の略称。2015年にフランス・パリで開かれ、この会議でパリ協定が締結された。C O Pは、Conference of Parties(締約国会議)の略。

#### ■ EV(イーブイ) : P 46

ガソリンエンジンではなく電池とモーターで走る車。電気自動車。温室効果ガスの排出量削減が求められる中、多くの自動車メーカーが開発に着手している。Electric Vehicle の略。

#### ■ HEMS(ヘムス) : P 45

家庭で使うエネルギー管理システム。家電製品とつなぎ、電気やガスなどの使用量を把握することができる。Home Energy Management System の略。

#### ■ LED(エルイーディー) : P 46

発光ダイオード。1996年に開発され、従来の蛍光灯に比べ寿命が長い、消費電力が少ない、有害物質を含まないなどの特徴から、環境にやさしい省エネ家電とされている。Light Emitting Diode の略。

#### ■ PDCA サイクル (ピーディーシーエーサイクル) : P 55

計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)という4段階を繰り返し行うことで、継続的に業務を改善していく業務プロセスの管理手法。

#### ■ PHV(ピーエイチブイ) : P 46

外部の電源から充電が可能なハイブリッド車。バッテリー容量の大きいものが多く、電気だけの航続距離もハイブリッド車より長くなる。Plug-in Hybrid Vehicle の略。

#### ■ PM2.5(ピーエム 2.5) : P 22・47

大気中に浮遊している2.5μm以下の粒子。大気中に長く滞留し、吸い込むことで肺の奥まで入り込むため、人の健康に対する影響が懸念されている。

#### ■ SDGs(エスディーゼーズ) : P 3・4

2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発目標。加盟国は2030年までに目標を達成することを目指している。17のゴールと169のターゲットがある。Sustainable Development Goals の略。  
⇒詳細 (P70)



## ■ SPM(エスピーエム) : P 22

大気中に浮遊する粒径が 0.01mm 以下の粒子状物質。浮遊粒子状物質。肺や気管などに沈着するなどして呼吸器に影響を及ぼすおそれがある。工場の事業活動や自動車の走行などに伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

## あ行

## ■ アイドリングストップ : P 46

自動車の駐停車時にエンジンを止める運転技術。環境に配慮した取組みの一つとして推奨されている。大気汚染や騒音の防止、二酸化炭素の排出を抑制する効果がある。

## ■ 一般廃棄物処理基本計画 : P 2 他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、市内で発生する一般廃棄物の処理・処分についての基本的な事項を定めた計画。

令和 4 年度から 10 年間のごみの排出抑制・再資源化のための方策、ごみの適正な処理、生活排水対策などを示している。

## ■ 一酸化二窒素 : P 34・38

温室効果を持つ気体。自然を起源として放出されるものや、化石燃料の燃焼や農耕などの人為的な起源がある。大気中に長く残り、成層圏で主に紫外線により分解されて消滅する。

## ■ インフラ整備 : P 47

電柱の地中化や道路の拡張など、産業や生活の基盤である公共施設の整備。産業基盤の整備は経済を豊かにし、生活基盤の整備は人々がより安全で便利な生活を送ることが期待できる。

## ■ エコアクション 21 : P 45

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム。中小事業者などの環境に配慮した取組みを効果的・効率的に実施するためのガイドラインを定めている。大企業に向けた類似したシステムとして、国際標準化機構の ISO14001 などがある。

## ■ エコツーリズム : P 26

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し、学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。環境と経済の好循環をもたらす取組みとして推奨されている。

## ■ エコドライブ : P 46

エネルギーの消費や二酸化炭素などの排出を抑制する運転技術の総称。停車時にエンジンを切るアイドリングストップや急発進・急加速・急ブレーキを控えるなどがある。

## ■ エコマーク : P 29

「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられるマーク。公益財団法人日本環境協会が実施する環境ラベル事業で、厳しい基準を達成した商品に付けられている。



## ■ エネルギー起源 CO<sub>2</sub> : P 34・38

電気や熱などのエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素。事業や家庭で使用する電力や燃料の消費によって発生する。

## ■ 非エネルギー起源 CO<sub>2</sub> : P 34 他

エネルギーの消費以外の要因で排出される温室効果ガス。農地で自然発生するなど自然起源のものや工業の過程で発生する人為的起源のものがある。メタンや一酸化二窒素、フロン類などがある。

## ■ 屋外広告物 : P 26

常時または一定の期間に継続して屋外で公衆に表示される看板、立て看板、はり紙、広告塔などの掲出物。

## ■ 桶ヶ谷沼 : P 14 他

本市の東部にある淡水の沼。日本有数のトンボの生息地であり、静岡県自然環境保全地域に指定されている。

## ■ 桶ヶ谷沼ビジターセンター : P 30

自然環境の保全に関する啓発を目的に設置された施設。主に桶ヶ谷沼の保全活動・調査研究・教育研修活動・情報発信の拠点として利用されている。

## ■ 御前崎遠州灘県立自然公園 : P 25

御前崎周辺から天竜川河口までの海岸景観を中心とした県立自然公園。磯・砂浜の海岸線、その西側遠州灘の海岸線には白砂青松の砂丘地帯が続き、青い海と一体となった景観を呈している。

## ■ 温室効果ガス：P4 他

地球温暖化の要因である温室効果を起こす大気中の気体。地球から宇宙に向かって放出する熱を吸収し再び地表に向けて熱を放出している。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類などがある。

## か行

## ■ カーボンニュートラル：P2 他

温室効果ガスの排出量と吸収量が均衡していること。地球温暖化を緩和する国際的な目標になっている。日本は2050年までにカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言している。

## ■ 海岸林：P25

遠州灘海岸に沿って16世紀頃から植樹されたクロマツの林。風、砂、潮の害から地域を守る機能を確保するため、森林法に基づき保安林に指定されている。

## ■ 開発行為：P27

主に建物の建築などを目的に道路や水路を設置して土地の形を変えることや、土地を削ったり新たな土を盛ったりして土地の利用状態を変える行為。都市計画法に基づく開発許可制度があり、技術基準や立地基準が定められている。

## ■ 合併処理浄化槽：P22・23

し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽。本市は公共下水道と農業集落排水のどちらにも該当しない地区の污水处理を担っている。

## ■ 環境学習：P3・5・31

生活環境、自然環境、地球環境の保全に関連した知識、行動、スキル、価値観などを獲得する学習。本計画は、子どもから大人まで環境について学ぶ姿勢を促すために使用している。

## ■ 環境基準：P22

環境基本法に規定された人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染や騒音について定められている。

## ■ 環境基本計画：P2 他

環境基本法に基づき策定される計画。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めている。国、地方公共団体がそれぞれの立場から策定することとしている。

## ■ 環境基本条例：P2 他

環境に関する施策を推進するための条例。健康で文化的な生活を営み、豊かな自然と持続可能な社会を将来の世代に引き継いでいくことを目的としている。

## ■ 環境基本法：P2

平成5年11月に制定された環境政策の基本的方向を示す法律。環境の保全について基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者や国民の責務を明らかにしている。

## ■ 環境教育：P3 他

環境問題と社会、経済と文化とのつながりや、環境の保全について理解を深めるために行う教育。本計画では学校の授業や職場の研修などで実施されることを促進している。

## ■ 環境市民会議：P31・54・55



磐田市環境基本条例に基づき設置した会議。環境基本計画の策定に対し意見するほか、環境の保全や創造に関する事項を調査、審議する役割を持っている。学識経験者、事業者、市民、環境保全団体の代表者と行政機関で構成されている。

## ■ 環境美化統一行動：P23

本市が環境美化の日と定める毎年6月第1日曜日に実施する美化活動。市、市民、事業者が一体となり市内の道路や河川のゴミ拾い、除草などの清掃活動を行っている。

## ■ 環境美化指導員：P23



市内の美化活動を推進する指導員。自治会連合会の推薦や公募により、市が委嘱している。市内をパトロールして不法投棄を防止するなどの活動を行っている。

## ■ 環境負荷：P6 他

環境に加えられる影響で環境の保全に支障となるおそれのあるもの。大気や河川などに汚染物質を排出するなど人の活動に由来するものや、気象や火山活動など自然に由来するものがある。

## ■ 環境マネジメントシステム : P45

事業活動による環境負荷の低減を目指すための経営管理の仕組み。エコアクション 21 や ISO14001 などがある。

## ■ 間伐 : P25

成長に伴って混みすぎた森林の一部を切り倒し、樹木の間隔を広げる作業。森林整備の手法の一つとして実施されている。林内の日照を確保し、植物の成長を促す効果がある。

## ■ 気候変動 : P2 他

地球の大気状態である気候を構成する気温・降水・風などの長期的な変化。要因は、海流の変動や火山の噴火などの自然現象と、地球温暖化など人間の活動によるものがある。

## ■ 貴重種 : P25

固有性、希少性、脆弱性や学術上の重要性などにおいて貴重と考えられる生物種。本計画は国の天然記念物や希少野生動植物種、国際自然保護連合の絶滅危惧種を指している。

## ■ 協働 : P4 他

立場の異なる複数の主体が同じ目的のために共に働く状態。本計画は市、市民や事業者、市民団体などがお互いを尊重し合い、対等な立場で協力・協調することを示している。

## ■ 国指定文化財 : P27

文化財保護法に定義する文化財に指定されたもの。文化財とは歴史・芸術上、または学術的に価値の高いものことで、建造物などの有形文化財、演劇などの無形文化財、遺跡や名勝地、動植物などの記念物がある。

## ■ グリーンカーテン : P24・51

つる性の植物を窓際などに繁らせたもの。直射日光を防ぎ、室内の温度上昇を抑える効果があることから、緑のカーテンとも呼ばれ、主に初夏から秋まで栽培されている。

## ■ グリーン購入 : P28・29

グリーン購入法の適合品に認定された製品やサービスを購入すること。消費者が価格や機能、品質だけでなく環境の負荷が少ないことを基準に商品を選択することで、再生原料を使用した製品などの需要が高まる効果が期待されている。

## ■ グリーンマーク : P28・29

古紙利用製品の識別のために付けられているマーク。古紙を原則 40% 以上利用した製品に表示される。こうした製品の流通で古紙の回収・利用の促進を図るため、公益財団法人古紙再生促進センターが 1981 年 5 月に制定した。



## ■ クールビズ・ウォームビズ : P46

環境省が平成 17 年から提唱している環境に配慮したライフスタイル。職場のエアコンの消費エネルギーを削減するため、暑い時にネクタイを付けないなどの軽装で働くことを「クールビズ」、寒い時に重ね着などをして働くことを「ウォームビズ」と呼んでいる。

## ■ 景観計画 : P26

良好な景観形成を推進することを目的とした計画。本市は、景観形成ガイドプランに基づき平成 26 年 5 月に策定している。

## ■ 景観条例に基づく表彰制度 : P26

良好な景観形成に貢献する建物などの所有者や設計者に対し市長が表彰する制度。平成 27 年度に磐田信用金庫見付支店が表彰されている。

## ■ 健幸いわた 21 : P2・30

健康づくりの施策の方向性を明らかにした計画。健康増進計画、食育推進計画、磐田市自殺対策計画、国民健康保険保健事業実施計画、特定健康診査等実施計画を一つの計画にまとめている。

## ■ 光化学オキシダント : P22・47

大気中に発生する人や植物などの健康に影響を及ぼす高濃度の汚染物質。自動車や工場などから排出された窒素酸化物や炭化水素が強い紫外線によって光化学反応を起こすことで発生する。

## ■ 公共下水道 : P22・23

主として市街地における下水を排除、処理するために地方公共団体が管理する下水道。汚水管は地下に埋設されており、下流には汚水処理のための終末処理場を設置している。

## ■ 工業プロセス : P 34

地球温暖化の原因である温室効果ガスを排出する生産過程。アンモニアの製造過程やアセチレンの使用など、特定の工程において温室効果ガスが排出される。

## ■ 耕作放棄地 : P 24

これまで作物が1年以上作付けされず、今後においても数年のうちに再び作付けされる予定のない農地。雑草の繁茂や病害虫の発生などが問題となっている。

## ■ 国連サミット : P 3

国連に加盟する首脳が参加する国際会議。本計画は2015年の環境問題と持続可能な開発がテーマの国際会議のことを示している。

## ■ ごみ分別アプリ : P 28



静岡産業大学との包括連携に関する協定に基づく取り組みで、静岡産業大学の学生が中心となり、市と共同で製作したアプリ。ポルトガル語や英語、ベトナム語にも対応したごみの分別検索機能などを備え、スマートフォンやタブレット端末、パソコンなどで利用できる。

# さ行

## ■ 再資源化 : P 18・28・29

使用済み製品や生産工程から出る廃棄物を利用しやすくするように処理し、新しい製品の原材料として使うこと。リサイクル。

## ■ 再生可能エネルギー : P 5他

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然界に常に存在するエネルギー。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから脱炭素の推進に欠かせないエネルギー源となっている。

## ■ 里山 : P 25

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく林、水田、畑、ため池などで構成される。開発や管理不足による里山の消失が問題となっている。

## ■ 産官学 : P 46

産業界と学術機関、官公庁をまとめた表現。一般的に産業界は民間企業、学術機関は大学などの教育機関・研究機関、官公庁は政府や地方公共団体を指す。

## ■ 産業廃棄物 : P 28・29

事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された廃棄物。焼却炉の残灰などの「燃えがら」、鉱物性油などの「廃油」、「金属くず」などがある。

## ■ 産業廃棄物管理責任者 : P 29

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、産業廃棄物を排出する事業場毎に設置が義務付けられている責任者。産業廃棄物の適正な処理を管理する。

## ■ 残食率 : P 30

小中学校の給食において、出席人数分の提供量に対する食べられずに残された量の割合。牛乳については計算から除いている。

## ■ 三ふっ化窒素 : P 34

フロン代替として半導体素子等の加工工程などで使用される化学物質。温室効果ガスの一つ。

## ■ 静岡県環境基本計画 : P 2

静岡県環境基本条例に基づき静岡県が定めた環境施策の計画。平成28年3月に「改定版第3次静岡県環境基本計画」が策定された。

## ■ 静岡県自然環境保全地域 : P 25

静岡県自然環境保全条例に基づく保全地域。動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している地域などを対象に知事が指定している。本市は桶ヶ谷沼とその周辺地域が指定されている。

## ■ 静岡県地下水の採取に関する条例 : P 29

地下水の採取に関し規制区域を設け、採取に関して届出を要するなどの措置を講じている県条例。地下水障害の防止や水源保全、地下水資源の適正な利用を目的としている。

## ■ 次世代自動車 : P 45・46

二酸化炭素排出量を削減するなどガソリン車に比べ環境負荷を抑えた自動車。ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車などがある。



## ■ 自動運転技術 : P46

人間の操作を必要としない運転を実現する技術。現状において位置特定技術、AI、モニタリング技術などが活用されている。

## ■ 循環型社会 : P28

天然資源の消費量を減らし、リデュース・リユース・リサイクルなどにより適正かつ循環的な利用を行うことで、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

## ■ 市民農園 : P24・26

市民がレクリエーションや生きがいづくり、また体験学習など多様な目的のために小規模な農地で自家用に野菜や花を栽培する農園。市民農園整備促進法に基づき、市から開設の認定を受けている。

## ■ 就業人口 : P9

15歳以上の者のうち、収入を得ることを目的とした仕事に従事している有業者（従業者）である就業者の人口。

## ■ 住民基本台帳 : P8・22

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもの。住民基本台帳の閲覧や住民票の写しの交付などに利用されている。

## ■ 住宅用太陽光発電システム : P45

太陽光発電パネル等を住宅の屋根に設置し、電力を発電するために必要な一連の設備。発電した電力は家庭内で使用したり売電したりしている。

## ■ 省エネ機器 : P45

エネルギー効率がが高く、従来の機器より消費エネルギーを削減できる機器。冷蔵庫やエアコンなどの家電製品や事業所で使用する給湯機器や製造業の各種設備など、あらゆる分野において導入することで消費エネルギーの削減が期待されている。

## ■ 食育 : P30

食育基本法に則り、健全な食生活の実践を目的に行う教育。食に関する様々な体験を通して、食に関する知識と食を選択する力の習得をめざしている。

## ■ 食品ロス : P28・29

食べられるのに捨てられてしまう食品。

## ■ 森林吸収源 : P19・35・46

温室効果ガスを吸収する働きのある森や林。気候変動枠組条約締約国会議で採択された京都議定書は、1990年以降に植林されたもので間伐など適正な森林経営を条件に、森林が吸収する二酸化炭素の量を温室効果ガスの削減量に算入することを認めている。

## ■ 森林教室 : P27

温室効果ガスの吸収など森林の働きや森林・林業の大切さなどを学ぶ場。県立森林公園の事業や静岡県農林事務所が主催する林業体験などがある。

## ■ 森林整備計画 : P2・24

森林法に基づく適切な森林整備の推進を目的とした計画。森林関連施策の方針や造林、保育、伐採などの森林施業に関する基準などを定めている。

## ■ 森林法 : P24

森林の保全や保育、森林生産力の増進を図るための法律。市町村森林整備計画、森林経営計画などの計画に関する事項や保安林の指定に関する事項が定められている。

## ■ 水源かん養機能 : P29

森林に降った雨が地下に浸透し、浄化されながらゆっくり流れ出ること、湧水や洪水が緩和され、きれいな水を河川水や地下水として供給する機能。

## ■ 水道事業ビジョン : P29

水道水の安定供給と下水道の整備について、将来を見据えた具体的な水道の事業見通し。本市は2025年を見据えたビジョンとして2016年度に策定した。

## ■ 生態系 : P24

植物・動物・微生物など地球に生きるすべてのものが、土・水・大気など自然環境の中でお互いに関わり合いながら形成するシステム。

## ■ 生物化学的酸素要求量 : P22

→ BOD (P60)

## ■ 生物多様性 : P 5・19・25

自然生態系を構成する動物、植物、微生物などすべての生きものが支え合ってバランスを保っている状態。1992 年に日本が署名した生物多様性条約は生態系・種・遺伝子の 3 つのレベルで多様々であることとしている。

## ■ ゼロカーボンシティ : P 2・4

脱炭素社会に向けて 2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方自治体。磐田市は令和 3 年 6 月に表明した。

## ■ 潜熱回収給湯器 : P 46

高効率の給湯器。従来型給湯器の熱交換器に二次熱交換器を加え、排気ガスから潜熱を回収し利用するもの。従来の給湯器では廃棄していた熱を利用したことで、給湯効率が向上した。

# た 行

## ■ 第 2 次磐田市総合計画 : P 2

本市の目指すべき将来像の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための最上位の計画。第 2 次磐田市総合計画後期計画は令和 4 年度から 5 年間の施策や事業の内容を示している。「ものづくりとスポーツのまち」「子育て・教育のまち」など 4 つのまちづくりの柱がある。

## ■ 第 5 次環境基本計画 : P 2・4

環境基本法に基づき 2018 年に国が定めた環境保全に関する総合的かつ長期的な施策をまとめた計画。エネルギー消費の削減や再生可能エネルギーの促進、森林保全や食品ロス削減などの重点施策を明らかにしている。

## ■ 脱炭素社会 : P 2 他

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を削減し、実質的にゼロにしている状態の社会。

## ■ 短時間強雨 : P 13

気象庁の「気候変動評価報告書」における短時間に降る雨。1 時間降水量 30mm 以上の激しい雨と、1 時間降水量 50mm 以上の非常に激しい雨の 2 つの階級で評価している。⇒「雨の強さと降り方」(P69)

## ■ 地域公共交通計画 : P 46

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画。地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにしている。

## ■ 地域づくり協議会 : P 54

複数の団体が連携しマンパワーを結集することで、持続可能な地域活動を目指す住民の組織。地域課題への対応や、地域活動の企画や効率的な運営を担っている。

## ■ 地球温暖化 : P 4・6 他

温室効果ガスが大気中に増加することで地球の平均気温が上がる現象。異常気象の発生、農業生産や生態系への影響が懸念されている。

## ■ 地球温暖化対策実行計画 (事務事業編) : P 2

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、都道府県や市町村が作成する温室効果ガス削減を目的とした実践的な計画。地方公共団体の業務によって排出される温室効果ガスを対象としている。

## ■ 地球温暖化対策の推進に関する 法律 : P 6 他

地球温暖化対策を推進することを明らかにした法律。政府の温室効果ガス排出量の算定手法や地球温暖化対策計画の策定について定めている。令和 3 年度の改正により、地方自治体の地球温暖化対策実行計画区域施策編の策定が義務付けられた。

## ■ 蓄電池 : P 45・46

電気を蓄え必要に応じてその電気を利用できるシステム。災害時の備えだけでなく、電力の使用が少ない時間帯に電気を貯めておき、多く使用する時間帯に使うことで電力消費を平準化するなどの活用方法がある。

## ■ 地産地消 : P 29

「地場生産・地場消費」の略。地域で生産・製造されたものをその地域で消費すること。消費者と生産者の相互理解を深め、地域経済の振興や地域に対する愛着形成が期待される。

## ■ 鳥獣被害防止計画 : P25・47

鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣による被害防止を効果的に実施するための計画。対象鳥獣の種類や捕獲方法、防護柵の設置、捕獲した鳥獣の処理などについて記載している。

## ■ 長寿命化対策 : P24

施設をより長く安全に利用するための対策。設備の改良や保全指導などハード・ソフトの両面から長寿命化を図っている。

## ■ 抵抗性クロマツ : P25

静岡県農林技術研究所の検定で松くい虫被害の原因となるザイセンチュウに対する抵抗性があると認められたクロマツの苗。

## ■ 電気自動車 : P50

→EV (P60)

## ■ 特定外来生物 : P25・47

元々生息していなかった地域に定着した外来生物のうち、地域の生態系や人の生命・身体、農林水産業に対し損害を与える恐れがあるもの。特定外来生物法において指定されている。

## ■ 都市計画法 : P22

都市の健全な発展と秩序ある整備を目的とした法律。土地利用、施設整備、市街地開発などの都市計画事業に関することを定めている。

## ■ 都市計画マスタープラン : P2

都市計画法に基づく都市の将来像や土地利用などの考え方を明らかにした計画。これに基づき都市づくりに関連する具体的な計画の策定や事業が進められる。

## ■ 都市公園 : P24

都市公園法に基づき、国や地方公共団体が土地を取得して設置する公園。身近で小規模な街区公園、住んでいる地域を代表する近隣公園や地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園など様々な種類がある。

## ■ 都市緑地法 : P24

良好な都市環境の形成を図ることで、健康で文化的な都市生活を確保することを目的とした法律。市が定める緑の基本計画の策定や、緑地保全地域における行為の制限などについて規定している。

## な行

### ■ 二酸化硫黄 : P22

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する化学物質。呼吸器への悪影響があり、呼吸とともに鼻から人体に取り込まれ、呼吸器疾患の原因になったり動植物に被害を及ぼしたりする。

### ■ 二酸化窒素 : P22

石油や石炭など窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する化学物質。高温燃焼の過程で発生した一酸化窒素が大気中の酸素と結びついて二酸化窒素になる。呼吸器系に悪影響を与える。

### ■ 燃料電池自動車 : P46

水素と酸素の化学反応で発電した電気でモーターを回して走る自動車。ガソリン車がガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

### ■ 農業集落排水 : P22・23

主に農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する仕組み。生活雑排水の混入による農業用排水の水質の汚濁を防止する目的がある。また、処理水を農業用水へ再利用することや汚泥の農地還元を行うことにより、農業の特質を生かした環境負荷の少ない循環型社会の構築に貢献する。

## は行

### ■ バイオマス発電 : P40

植物や食品残渣などの廃棄物を直接燃焼したり、ガス化したりする発電。木材や生ごみ以外にも様々な資源が有効活用されており、地球温暖化対策や循環型社会の構築に寄与するものとして期待されている。

### ■ 排水機場 : P47

ポンプ場とその附属施設の総称。水路の水をポンプにより堤防を横断して河川へ排水し、大雨による水田の被害の軽減に役立っている。

### ■ ハイドロフルオロカーボン類 : P34・37

半導体の洗浄や冷媒として使用される有機化合物。オゾン層を破壊しないことからフロン代替物質として使用されているが、温室効果が高いため地球温暖化対策における排出量削減の対象となっている。



## ■ ハザードマップ：P47



自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で被災想定区域や避難場所・避難経路などを表示した地図。防災マップ、被害予測図、被害想定図などと呼ばれているものもある。

## ■ パーフルオロカーボン類：P34

炭素とフッ素のみで構成される不燃性で安定した性状の化学物質。冷媒や洗浄ガスとして使用されている。オゾン層破壊効果はないが、二酸化炭素の6500倍から9200倍の温室効果がある。

## ■ パリ協定：P2・4

2015年パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された多国間協定。2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、歴史上はじめて、先進国、途上国の関係なく全ての国で共通する公平な合意として2016年に発効した。

## ■ 半導体素子：P34

電気を通す導体と電気を通さない絶縁体の両方の性質を併せ持つ半導体を材料とした電子回路部品。半導体を使用することで小型化した。ダイオードなどの電流を直流から交流に変えるものや、光や放射線を検出するものなど様々な特性のものがある。

## ■ ビオトープ：P25

池や沼などに草木を配置し、人工的に自然な状態を作り出すことで生態系を保っている空間。事業所内敷地や校庭などに造成することで、生き物の生息環境を創出することができる。

## ■ ヒートポンプ給湯器：P46

気体(冷媒)を圧縮すると温度が上昇し、減圧すると温度が下がる原理(ヒートポンプ)を利用した給湯器。効率良くエネルギーを生み出せるため、消費エネルギーの削減につながる技術として注目されている。

## ■ 保護顕彰：P27

個人の著名でない功績や善行などをたたえて広く世間に知らしめることをいう。本計画では歴史的、文化的遺産や郷土資料を広く市民に広報し、周知することを表している。

## ■ 浮遊粒子状物質：P22

→SPM (P61)

## ■ ベッコウトンボ：P24・25

羽未成熟な成虫は黄褐色で、翅の黒褐色斑と併せた外観が鼈甲(べっこう)を思わせるトンボ。国内希少野生動植物に指定されている。桶ヶ谷沼周辺はベッコウトンボの生息地として自然環境が注目され、保全地域となった経緯がある。

## ま行

## ■ まち美化パートナー制度：P23



自治会や企業などの団体(または個人)が、道路や河川の美化活動などを行う制度。団体は市と「パートナー合意書」を取り交わし、市は活動について資材の提供や保険加入などの支援をしている。

## ■ 水資源：P5 他

人類が資源として使用できる水。地球上の水のうち約0.01%(約10万km<sup>3</sup>)の河川水や湖沼、地下水だけとなる。安全な水を将来にわたって確保するために、アジア・太平洋水サミットが開催されるなど、国際的な協力が不可欠となっている。

## ■ 水循環：P19

地球上の水が太陽のエネルギーによって絶えず循環する流れのこと。

## ■ 緑の基本計画：P2・24



「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の略称で、そのまちの将来の緑のあるべき姿とそれを実現させる方法を示す計画。平成6年に都市緑地保全法の改正に伴って創設され、市町村に策定することが義務付けられている。

## ■ 無降水：P13

気象庁が気象の将来予測の際に「雨が降らない日」の判断として、日降水量が1mm未満の日を定義した呼称。

## ■ 迷惑防止条例：P19・23



迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とした条例の総称。磐田市は平成27年度に制定し、迷惑行為の防止と環境の美化に関する事項を明らかにしている。

### ■メタン：P34・38

天然ガスの主成分である物質で都市ガスに用いられている気体。二酸化炭素に次ぐ強力な温室効果がある。湿地や水田、資源の採掘、火山活動などの発生要因があるが、人為的な要因が60%とされている。

### ■有害化学物質：P5

人の健康や環境に悪い影響を与える物質。化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律は、ポリ塩化ビフェニルなど34種類の物質を第1種特定化学物質に指定し、製造や輸入を制限している。

### ■用途地域：P22

都市計画法の地域地区のひとつ。用途の混在を防ぐことを目的としている。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など13種類がある。

## ら行

### ■ライフライン：P47

生命維持や最低限の文化的生活に必要な設備の呼称。一般的に電気・ガス・水道・通信・輸送などの生活基盤を指す。災害時に優先的な復旧を要する生活基盤として表現されることも多い。

### ■リサイクル：P50

3Rの1つ。⇒再資源化（P64）

### ■リデュース

廃棄物の発生自体を抑制すること。使い捨て製品や不要な物を購入しない、廃棄物を分別・減量して発生量削減に努める取り組みがある。3Rの1つ。

### ■リユース

使用を終えた製品を、形を変えずに同じ利用法で用いること。使用済みの容器を回収、洗浄、再充填して繰り返し利用する「リターナブルびん」などがあり、その代表的なものがビールびんである。3Rの1つ。

### ■レッドリスト：P24

絶滅のおそれのある野生生物の種を選定したもの。国内は環境省が策定し公表している。第5回改訂版となる我が国の「レッドリスト2020」は、新たに海洋生物も加えたことで総数3,772種となっている。

### ■六ふつ化硫黄：P34

温室効果ガス。人体に対し安全で、優れた絶縁性能を持つ特性からガス遮断器やガス絶縁開閉装置などの電気機器に広く用いられており、電力の安定供給に不可欠なものとなっている。

# SDGs(エスディーゼーズ)

用語解説  
**P60**

2015年の9月25日から27日まで、ニューヨーク国連本部において、「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。アジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標をかかげました。この17の目標と169のターゲットが「持続可能な開発目標(SDGs)」です。

《国際連合広報センターホームページ「2030アジェンダ」より抜粋》

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- |                      |                      |
|----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう            | 10 人や国の不平等をなくそう      |
| 2 飢餓をゼロに             | 11 住み続けられるまちづくりを     |
| 3 すべての人に健康と福祉を       | 12 つくる責任つかう責任        |
| 4 質の高い教育をみんなに        | 13 気候変動に具体的な対策を      |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう      | 14 海の豊かさを守ろう         |
| 6 安全な水とトイレを世界中に      | 15 陸の豊かさも守ろう         |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に      |
| 8 働きがいも経済成長も         | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤を作ろう     |                      |

## ■ 磐田市環境基本条例

平成 17 年 12 月 22 日

条例第 273 号

## 目次

## 前文

## 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)

## 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 7 条—第 9 条)

## 第 3 章 重点的に推進すべき施策(第 10 条—第 15 条)

## 第 4 章 効果的な推進のための施策(第 16 条—第 24 条)

## 第 5 章 環境市民会議(第 25 条—第 28 条)

## 第 6 章 雑則(第 29 条)

## 附則

私たちのまち磐田市は、斜面林に囲まれる磐田原台地を中心に、北に森林地帯、西に天竜川、東に太田川を配し、南の遠州灘に臨む、豊かで多様な自然に恵まれ、日本一のトンボの宝庫である桶ヶ谷沼に象徴されるような身近に自然とふれあえる優れた環境を有しています。

しかし、近年の社会経済活動は、私たちの生活の利便性を高める一方で、自然の再生能力や浄化能力を超えるような環境への負荷を与え、地球の環境にまで大きな影響を及ぼしています。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、私たちが健康で文化的な生活を営む上での最重要課題であり、また、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務です。

私たちは、自然の恵みなしに生存できないことを認識するとともに、自らの生活様式や社会経済活動のあり方を見つめ直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していかなければなりません。

私たちは、地球的視野に立った環境の保全と創造を推進するため、この条例を制定します。

## 第 1 章 総則

## (目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えら

れる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下

(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

#### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念にのっとり推進しなければならない。

- (1) 市民にとって健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない健全で恵み豊かな環境を保全し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 人と自然との共生の確保を目的とし、自然環境に恵まれた市の地域特性を生かすこと。
- (3) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市、市民及び事業者は、その責務に応じた公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的に取組むこと。
- (4) 地域における事業活動及び日常生活が地球全体の環境にも影響を及ぼすとの認識の下に、地球環境の保全に寄与すること。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市の自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、計画的に実施する責務を有する。

- 2 市は、環境への負荷の低減に努めるとともに、その施策を通じて、環境への負荷の低減の重要性について、市民及び事業者の意識の啓発に努めなければならない。
- 3 市は、市民及び事業者の果たす役割の重要性にかんがみ、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造のための活動を支援し、又はその活動に協力するよう努めなければならない。
- 4 市は、広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体に協力を求め、又はその協力の求めに応じ、その施策の推進に努めなければならない。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保

全上の支障を防止するため、その日常生活において環境への負荷の低減及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止及び自然環境の適正な保全に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生ずることとなる環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となったときは、再資源化等適正な処理が図られるように努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、自らも地域の一員であるとの認識の下に、その事業活動に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### (環境基本計画)

第7条 市長は、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定する。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ



## 長期的な施策の大綱

(2) 環境の保全及び創造のために、市、市民及び事業者が配慮すべき事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、第25条の磐田市環境市民会議の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見が反映するよう努めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合について準用する。

### (環境基本計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

### (環境の状況等の公表)

第9条 市長は、毎年度、市の環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、これを公表するものとする。

## 第3章 重点的に推進すべき施策

### (健康の保護及び生活環境の保全)

第10条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、公害その他の環境の保全上の支障となる事象について、適正かつ迅速な処理に努めるものとする。

### (自然環境の保全等)

第11条 市は、水辺、森林、農地等における多様な自然環境の適正な保全に努めるとともに、生物の多様性の確保に配慮するものとする。

### (快適な環境の創造等)

第12条 市は、潤いと安らぎのある環境の創出、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保存及び活用等を図ることにより、市の地域特性

を生かした快適な環境を創造するとともに、人と自然との豊かなふれあいを確保するよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現)

第13条 市は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市民及び事業者による資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、市の事業の実施に当たっては、資源の循環的利用、廃棄物の減量、水資源及びエネルギーの有効利用等を図るとともに、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等の利用に努めるものとする。

### (地球環境の保全の推進)

第14条 市は、地球環境の保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進を図るとともに、環境の保全及び創造に関する国際協力の推進に努めるものとする。

### (環境教育の充実及び環境学習の振興)

第15条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、又はその活動を自発的に行う意欲を増進させるため、環境教育の充実及び環境学習の振興を図るとともに、環境教育及び環境学習が、家庭、学校、職場、地域等において、有機的な連携の下に推進されるよう努めるものとする。

## 第4章 効果的な推進のための施策

### (環境影響評価の推進)

第16条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、当該事業の実施に伴う環境への影響についてあらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、当該事業に係る環境の保全についての適

正な配慮が推進されるよう努めるものとする。

(規制の措置)

第 17 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議の上、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第 18 条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動並びに環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公共施設の整備等の推進)

第 19 条 市は、環境の保全上の支障を防止するために必要な公共施設の整備その他環境への負荷を低減する事業を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 20 条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)が自発的に行う緑化の推進、再生資源の回収、地下水の保全その他環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、技術的な指導又は助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を市民等に適切に提供するものとする。

(市民等の意見の施策への反映)

第 22 条 市は、市民等の意見を環境の保全及び創造に関する施策に反映するよう努めるものとする。

(調査及び研究の実施等)

第 23 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に資するため、調査及び研究並びに情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 24 条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

第 5 章 環境市民会議

(設置)

第 25 条 市は、環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、磐田市環境市民会議(以下「市民会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 26 条 市民会議は、第 7 条第 3 項に規定する意見を行うほか、環境の保全及び創造に関する事項を調査審議する。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、環境の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 27 条 市民会議は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することを妨げない。

(委任)

第 28 条 この章に規定するもののほか、市民会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。



## ■ 磐田市環境基本計画策定委員会規程

平成 18 年 8 月 9 日訓令第 19 号

改正 平成 19 年 3 月 27 日訓令第 2 号

平成 22 年 3 月 31 日訓令第 8 号

平成 23 年 3 月 24 日訓令第 2 号

平成 26 年 3 月 24 日訓令第 2 号

平成 29 年 3 月 29 日訓令第 5 号

令和 4 年 3 月 30 日訓令第 3 号

令和 4 年 5 月 12 日訓令第 5 号

令和 5 年 2 月 2 日訓令第 1 号

### (設置)

第1条 磐田市は、磐田市環境基本条例（平成 17 年磐田市条例第 273 号）第7条に規定する磐田市環境基本計画及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 21 条第1項に規定する磐田市地球温暖化対策実行計画を策定するため、磐田市環境基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。  
(所掌事務)

第2条 委員会は、磐田市環境基本計画及び磐田市地球温暖化対策実行計画の策定案に関する総合調整を行う。

### (組織)

第3条 委員会は、環境水道部長、資産経営課長及び環境課長並びに課長の職にある者のうち市長が指名したものををもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長は環境水道部長を、副委員長は資産経営課長をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員

長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (補助機関)

第6条 委員会に必要な応じて磐田市環境基本計画等策定作業部会を置くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境水道部において処理する。

### (その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日訓令第 2 号）

### (施行期日)

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により収入役が在職する場合にあっては、改正前の磐田市職員懲戒等審査委員会規程、改正前の磐田市職員倫理規程、改正前の磐田市行財政改革推進本部規程、改正前の磐田市総合計画策定委員会規程、改正前の磐田市職員の公益通報に関する規程、改正前の磐田市環境基本計画策定委員会規程、改正前の磐

田市情報化推進本部規程の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の磐田市職員懲戒等審査委員会規程第3条第2項、改正前の磐田市職員倫理規程第11条第4項、改正前の磐田市行財政改革推進本部規程第3条第2項、改正前の磐田市総合計画策定委員会規程第3条第1項及び第3項、改正前の磐田市職員の公益通報に関する規程第6条第3項及び第4項、改正前の磐田市環境基本計画策定委員会規程第3条第1項及び第3項並びに改正前の磐田市情報化推進本部規程第3条第2項中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日訓令第 8 号）  
この訓令は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日訓令第 2 号）  
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日訓令第 2 号）  
この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 29 日訓令第 5 号）  
この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日訓令第 3 号抄）  
（施行期日）  
1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 12 日訓令第 5 号）  
この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 2 日訓令第 1 号）  
この訓令は、公表の日から施行する。

## 第2次磐田市環境基本計画後期計画

発行年月日:令和5年3月

編集:磐田市環境水道部環境課

〒438-8650 静岡県磐田市国府台3番地1

<https://www.city.iwata.shizuoka.jp/>



## 第 2 次磐田市環境基本計画後期計画

2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度)

